

## 「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(素案)」のパブリックコメントの意見募集結果及び意見に対する市の考え方について

1. 募集期間 令和7年12月8日(月)～令和8年1月9日(金)

2. 意見総数

持参	郵送	ファックス	電子申請	メール	意見箱	合計
0	0	0	1	0	1	2

3. 寄せられた意見(抜粋)

寄せられたご意見に対する考え方を以下のとおり説明いたします。

また、寄せられたご意見については、個人を特定する箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

番号	寄せられた意見の概要	ご意見に対する恵庭市の考え方
1	近年は外国人による凶悪事件が相次いでて、これ以上外国人たちが日本で生活してたら迷惑行為によりトラブルが発生してしまって本当に嫌がるし、しかしながら「外国人参政権」「移民政策」に反対して、これから日本の国体を大事にしてほしいし、そろそろ日本の国体を守るために国外追放として日本で生活してる外国人たちを退去させたいから、それで日本の国体を大事にするためにスパイ防止法の制定を目指して「外国人生活保護」「外国人留学生補助金」「外国人特定技能在留制度」「外国人育成就労制度」を廃止して移民政策を阻止させたいので、そのことを内閣官房、内閣府、北海道庁、内閣総理大臣にメールを送ったから、本当に何とかしてください。	本計画は、防犯と交通安全の推進により地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現するための具体的な施策を効果的に実施するための計画であり、この計画を基に、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して各種施策を実施するための計画です。 外国人の受入れや在留資格、生活保護制度等に関するご意見については、国において制度設計や運用が行われている分野であり、本計画の対象とは異なるものです。本市では、多文化共生の視点から外国人住民を含む多様な市民が安心して地域で生活できる環境づくりに取り組んでいます。 引き続き、本計画の目的である防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくりに資する施策を講じてまいります。

2	恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画(原案)の目次、6ページ、19ページに「児童等」とあるが、「生徒」も追加した方が良いのではないか。	<p>恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例(以下「条例」という。)第2条において、「児童等」の定義がされており、「学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。」と定義されております。</p> <p>本計画は、条例第8条の規定に基づく計画であり、条例第2条において定義された文言をそのまま規定していることから、ご意見をいただきました「児童等」の中に「生徒」も含まれております。</p> <p>引き続き、本計画の目的である防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくりに資する施策を児童に限らず生徒、学生及び幼児にも講じてまいります。</p>
---	---	---